

Q. 1月に申請したが、改めて申請を行う必要があるか。

- A. 1月に就学援助の入学前支給を申請し認定を受けられた方は、改めて今回令和3年度の就学援助の申請手続きを行う必要はありません。

Q. 兄弟姉妹児がいるが、それぞれに申請が必要か。

- A. 世帯毎の申請となりますので、兄弟姉妹児がいる場合も併せて申請いただけます。

Q. 申請はどこで行えばよいのか。

- A. 就学援助の申請場所は、4月以降に通学(予定)の小中学校の事務室です。また、国・県立の小中学校に入学または進級予定のお子さまがいる場合は、教育委員会教育支援課での申請となります。

Q. 市・県民税の算定対象となる年度はいつか。

- A. 令和3年5月31日までの申請 → 「令和2年度」の税証明書
令和3年6月 1日以降の申請 → 「令和3年度」の税証明書

Q. 要件を確認できる書類は必要か。

- A. 令和3年度就学援助の受付からは、税情報等をデータ連携するため、要件⑤「児童扶養手当証書」、要件②⑥「課税証明書等の税証明書」は原則不要となります。
上記以外の要件は、要件を確認できる書類が必要となります。

Q. 審査結果はいつ頃わかるのか。

- A. 就学援助の審査結果は、5月中旬以降に順次郵送いたします。

Q. 就学援助受給中に給食費は請求されるのか。

- A. 就学援助を申請中もしくは認定済みの世帯は、給食費の請求はされず、学校徴収金(教材費・PTA会費等)の請求のみとなります。学校徴収金の納付を口座振替にしている場合、預金通帳では「給食費等(キウヨクトリ)」などと記載されます。

Q. 福岡市へ転入の予定だが、申請はいつ行えばよいか。

- A. 転入日以降に申請できます。転入した翌月末までに申請されると、転入した日から認定となります。

Q. 収入がどれくらい減少したら、要件⑦で申請できるのか。

- A. 令和3年度の税証明書および令和3年1月以降の給与明細書等の必要書類をご提出いただき、令和3年中(1~12月)の収入見込を計算します。その収入見込にかかる市県民税額が要件⑥の基準表の金額以下になれば就学援助が受給できます。

Q. 年度途中で家庭でインターネットの契約を行ったが、オンライン学習通信費は支給されるのか

- A. 年度途中で家庭でインターネット契約を行った場合、契約月以降の金額が支払われます。その際には契約を行った旨の届出が必要です。お子さまの通われている学校の事務室か、教育委員会教育支援課へ届出をお願いします。